

安心してビルをご利用いただくために 自動火災報知設備等

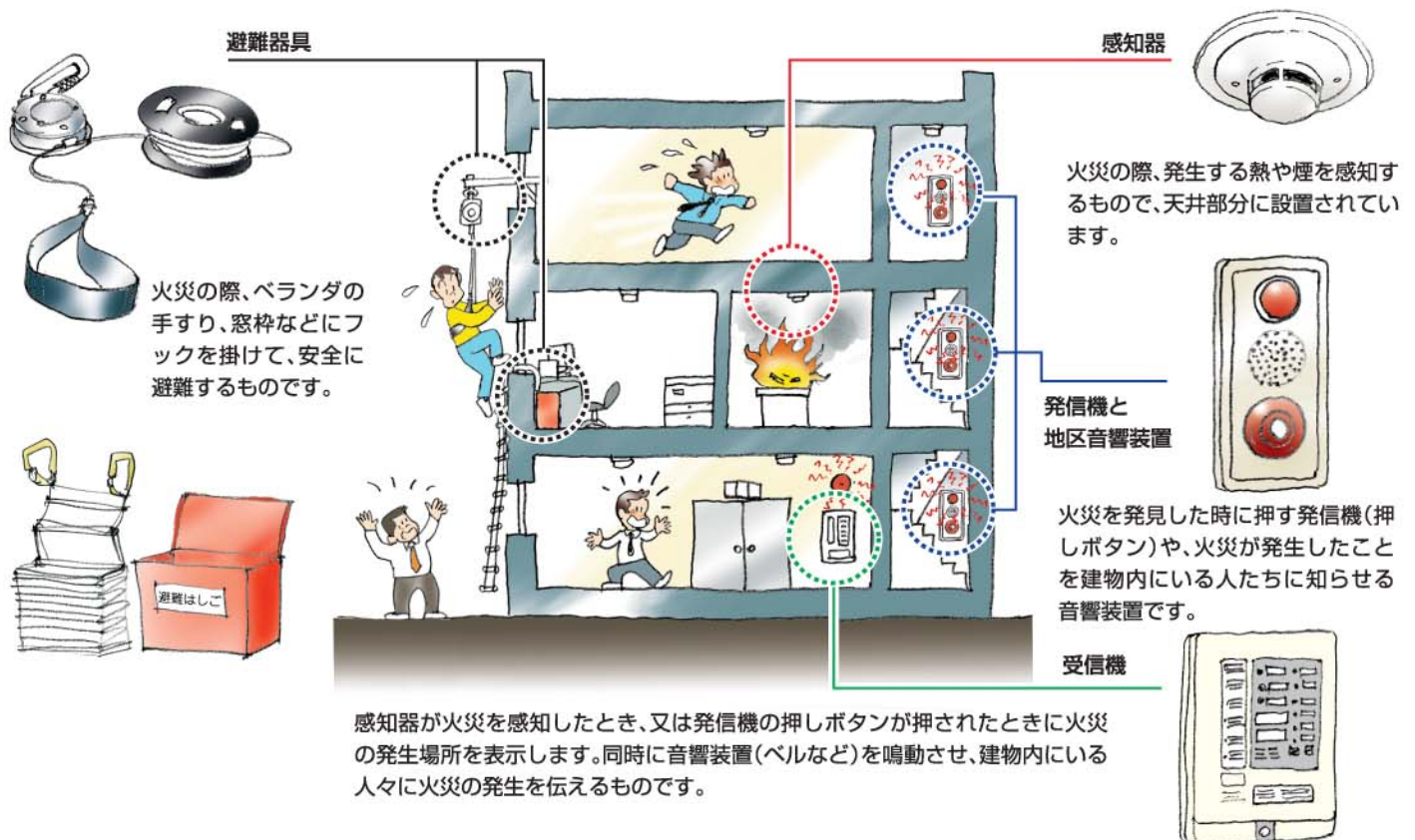
新宿区歌舞伎町ビル火災を契機として消防法令が改正され、自動火災報知設備及び避難器具の設置基準が強化されました。



違反すると、設置命令とその旨の標識が出入口付近に設置される場合があります。
命令違反の者には、100万円以下の罰金又は1年以下の懲役が、その法人に対しては、3,000万円以下の罰金が科せられることがあります。

総務省消防庁・違反是正支援センター

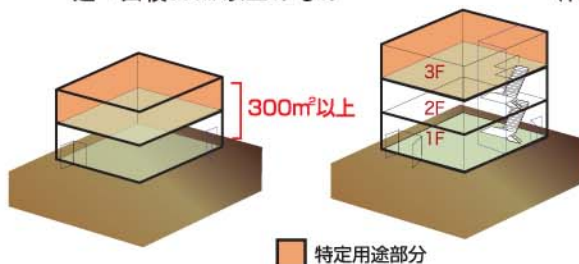
自動火災報知設備等のはたらき



自動火災報知設備の設置について 設置が必要な建物

- ① 特定用途を含んだ雑居ビルで
延べ面積300㎡以上のもの

- ② ①以外で次の2つの要件に該当するもの
(特定一階段等防火対象物)



- ア. 特定用途部分が1・2階以外の階に
存するもの
- イ. 階段が1つしか設けられていない
もの

* 詳細については、
お近くの消防署へお
問い合わせください。
なお、建物の規模・形
態によって一定の防
火安全性が確保され
れば、市町村の特例
が適用され、自動火
災報知設備及び避難
器具を設置しなくて
もよい場合もあります。

避難器具に係る措置について 特定一階段等防火対象物に必要な措置

避難器具の設置場所が出入口等でわかるようにするなど、
避難器具を利用しやすくすること。

設置計画をつくりましょう！

不明な点は、お近くの消防署までお問い合わせください。

違反是正支援センター